

いよいよ  
公募開始!

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成28年度補正予算事業

# 小規模事業者持続化補助金

- 経営計画に基づいて実施する**販路開拓・販促活動・売上拡大**等の取り組みに対し**50万円**が補助されます(補助率2/3)  
※雇用の増加を伴う取り組み(社会保険に加入する社員の増員)、または海外展開(展示会・商談会の参加等)に取り組む事業者については上限額が100万円になります。
- 経営計画の作成や販路拡大の実施の際には、**福井商工会議所の指導・助言**を受けられます

## 《対象となる販路開拓・販促活動・売上拡大の取り組み例》

### ①機械設備の導入

・新メニューの提供のため、新たな調理器具を導入する

### ②広告宣伝の強化

・新たな顧客の取込みを狙いチラシを作成・配布する

### ③集客力を高めるための店舗改装

・幅広い集客を図るため店舗をバリアフリー化、トイレの洋式化を図る

### ④商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する

### ⑤商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

### ⑥ITを活用した広報や業務の効率化

・ホームページを開設したり、ネット通販システムを立ち上げる

## 【お問い合わせ・ご相談先】

福井商工会議所 経営支援・人材育成課

TEL:0776-33-8283 FAX:0776-50-6789 メール:keiei@fcci.or.jp

## 【申請書類の提出先】

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL03-6447-0820 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日除く)]

**ホームページは「持続化補助金 一般型」で検索!**

## 【概要】

※詳細はウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。申請書式もダウンロードできます。  
(「持続化補助金 一般型」で検索してください)

### ◆申請できる方

小規模事業者の方(下記の従業員規模の事業所)

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

### ◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓・顧客開拓・販売促進・売上拡大等のための事業

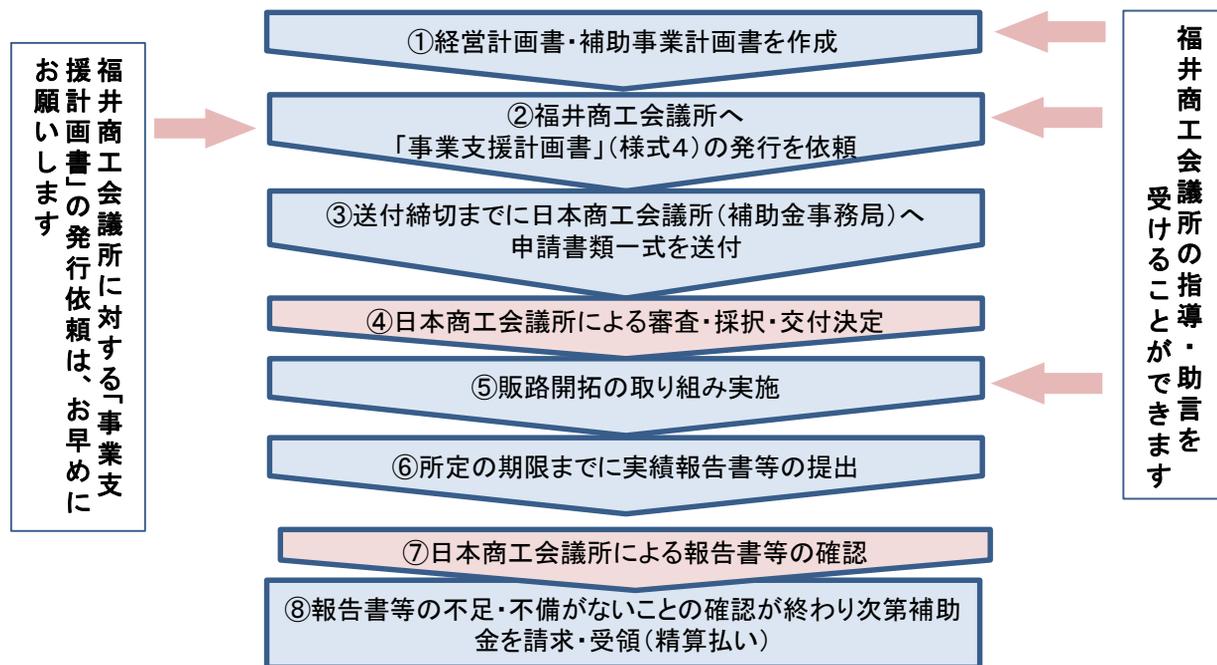
### ◆補助対象となる経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

### ◆補助率・補助額

- 補助率:補助対象経費の2/3以内
- 補助額:上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③海外展開(展示会・商談会への参加等)に取り組む事業者は上限額100万円になります)  
※複数の事業者が連携する場合には、上限額が100万円～500万円になります。

### ◆申請から補助金受領までの手続



### ◆補助金のスケジュール

	スケジュール
1. 申請受付開始	平成28年11月4日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	<b>平成29年1月27日(金)</b> 【当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成29年3月中旬(予定)
4. 実施期限	交付決定通知書受領後から 平成29年12月31日(日)まで